

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	生活者物価高騰対策支援事業(地域商品券事業)	①物価高騰により影響を受けた、町民に対するエネルギー価格高騰対策支援として、食料品等に使用できる地域限定商品券(町に住居登録のある者全員に5,000円分)を配付し、生活者支援および地域経済の活性化をはかる。 ②消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、手数料。補助金 ③事務用品 350千円 商品券等印刷 2,600千円×1.1=2,860千円 郵送代 750円×6,000世帯=4,500千円 補助金 50千円×14,500人=72,500千円 会計年度任用職員 180千円×3月×2人=1,080千円 振込手数料 1,000千円 ※その他は一般財源 ④住民、事業者	R8.3	R8.3
2	③消費下支え等を通じた生活者支援	生活者物価高騰対策支援事業(プレミアム付き商品券事業)	①物価高騰により影響を受けた、町民に対するエネルギー価格高騰対策支援として、プレミアム付き商品券(10000円分の商品券を8000円にて販売、1世帯当たり3冊)を販売し、生活者支援および地域経済の活性化をはかる。 ②報酬、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、補助金 ③事務用品 350千円 商品券等印刷 2,600千円×1.1=2,860千円 郵送代 110円×5900世帯=649千円 補助金 10千円×5900世帯×3冊=177,000千円 会計年度任用職員 180千円×2月×2人=720千円 振込手数料 1,000千円 その他財源 商品券販売代金 141,600千円 ④住民、事業者	R7.7	R8.2
3	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	社会福祉施設等物価高騰対策支援事業	①物価高騰により影響を受けた、高齢者福祉施設等に対するエネルギー価格高騰対策支援として、5万円を支給する。 ②消耗品費、通信運搬費、補助金 ③事務用品 20千円 郵送代 110円×30施設×3回=10千円 補助金 50千円×30施設=1,500千円 ④医療・介護等関連施設 30事業者	R7.7	R8.2
4	③消費下支え等を通じた生活者支援	フレイルモーニング事業	①物価高騰により影響を受けた、高齢者に対する価格高騰対策支援及び健康増進を目的として、喫茶店で使用できるチケットを配布する。 ②印刷製本費、補助金(チケット代) ③印刷製本費 90,000円×1.1=99千円 チケット代 1,000円×2,650人=2,650千円 ④高齢者、事業者	R7.4	R8.3
5	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	小学校電気等エネルギー高騰対策支援事業	①電気及びガス料金等エネルギー価格の高騰の影響を受ける小学校に対し、高騰分の負担をすることにより安定的な学校運営を図る。 ②光熱水費のうち、エネルギー価格高騰の影響により上昇した経費分 ③電気料金: R7見込8,076千円-6,766千円(R2~R6平均)=1,310千円 ガス料金: R7見込3,600千円-3,170千円(R2~R6平均)=430千円 灯油代: R7見込91千円-24千円(R2~R6平均)=67千円 ④安八町立小学校	R7.4	R8.3
6	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	中学校電気等エネルギー高騰対策支援事業	①電気及びガス料金等エネルギー価格の高騰の影響を受ける中学校に対し、高騰分の負担をすることにより安定的な学校運営を図る。 ②光熱水費のうち、エネルギー価格高騰の影響により上昇した経費分 ③電気料金: R7見込3,000千円-2,497千円(R2~R6平均)=503千円 ガス料金: R7見込1,536千円-1,042千円(R2~R6平均)=494千円 灯油代: R7見込37千円-15千円(R2~R6平均)=22千円 ④安八町立登龍中学校	R7.4	R8.3
7	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	ハートピア安八電気等エネルギー高騰対策支援事業	①電気及びガス料金等エネルギー価格の高騰の影響を受ける生涯学習施設に対し、高騰分の負担をすることにより安定的な施設運営を図る。 ②光熱水費のうち、エネルギー価格高騰の影響により上昇した経費分 ③電気料金: R7見込10,488千円-8,138千円(R2~R6平均)=2,350千円 ④ハートピア安八	R7.4	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
8	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	安八温泉電気等エネルギー高騰対策支援事業	①電気及びガス料金等エネルギー価格の高騰の影響を受ける温泉施設に対し、高騰分の負担をすることにより安定的な施設運営を図る。 ②光熱水費のうち、エネルギー価格高騰の影響により上昇した経費分 ③電気料金: R7見込6,516千円-4,945千円(R2~R6平均)=1,571千円 ガス料金: R7見込1,493千円-912千円(R2~R6平均)=581千円 灯油代: R7見込10,946千円-7,630千円(R2~R6平均)=3,316千円 ④安八温泉	R7.4	R8.3
9	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	やすらぎ苑電気等エネルギー高騰対策支援事業	①電気及びガス料金等エネルギー価格の高騰の影響を受ける斎苑施設に対し、高騰分の負担をすることにより安定的な施設運営を図る。 ②光熱水費のうち、エネルギー価格高騰の影響により上昇した経費分 ③電気料金: R7見込7,020千円-5,270千円(R2~R6平均)=1,750千円 ガス料金: R7見込96千円-79千円(R2~R6平均)=17千円 灯油代: R7見込1,742千円-1,409千円(R2~R6平均)=333千円 ④やすらぎ苑	R7.4	R8.3
10	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	指定ごみ袋購入支援事業	①米国関税措置による価格高騰により影響を受けた、町民に対する価格高騰対策支援として、生活必需品である指定ごみ袋の購入を支援し、生活者の可処分所得を拡大し、暮らしの下支えを図る。(500円/袋を300円/袋で販売) ②消耗品費、印刷製本費 ③指定ゴミ袋(大) 500円×5袋×5,900世帯=14,750千円 印刷製本費 480千円 (事業費15,230千円に対して、物価高騰交付金として6,380千円(200円×5袋×5,900世帯=5,900千円、印刷製本費480千円)を充当、その他財源としてゴミ袋販売代金300円×5袋×5,900世帯=8,850千円を充当) ④住民	R7.8	R8.3
11	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療機関等物価高騰対策支援事業	①物価高騰により影響を受けた、医療機関等(病院・歯科医院・薬局)に対するエネルギー価格高騰対策支援として、5万円を支給する。 ②消耗品費、通信運搬費、補助金 ③事務用品 20千円 郵送代 110円×20施設×3回=7千円 補助金 50千円×20施設=1,000千円 ④医療・介護等関連業者	R7.11	R8.3
12	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	農業者物価高騰対策支援事業	①物価高騰により影響を受けた、農業者に対するエネルギー価格高騰対策支援として、営農組織に15万円、認定農業者、野菜農家及び酪農家に3万円を支給する。 ②消耗品費、通信運搬費、補助金 ③事務用品 20千円 郵送代 110円×35農業者×3回=12千円 補助金 営農組織 150千円×5農業者=750千円 認定農業者 30千円×10農業者=300千円 野菜農家 30千円×18農業者=540千円 酪農家 30千円×2農業者=60千円 ④営農組織、認定農業者、野菜農家、酪農家	R7.11	R8.3
13	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	水稻等農薬散布防除物価高騰対策支援事業	①農薬散布代金等の価格高騰の影響を受ける水稻・小麦の農薬散布事業において、高騰分を農業者の負担金に上乗せすることなく町が負担することで、農業者の負担を軽減する。 ②農薬散布代金等のうち、価格高騰の影響により上昇した経費分 ③農薬散布代金から受益者負担金を差し引いた町負担分(赤字分)の高騰前後の金額: 通常時: 854千円、R7見込: 2,934千円 R7見込-通常時=2,080千円 ④農業者	R7.4	R8.3
14	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食費支援事業	①学校給食にかかる食材費の高騰分を、保護者からの給食費に上乗せすることなく町が負担することで、子育て世代の負担を軽減し、子育て支援の充実を図る。 ②食材費のうち、価格高騰の影響により上昇した経費分(教職員除く) ③食材費: (通常時)小学校 260円/食×700人×200食=36,400千円、中学校 287円/食×420人×200食=24,108千円 合計 60,508千円 (高騰後)小学校 315円/食×700人×200食=44,100千円、中学校 343円/食×420人×200食=28,812千円 合計 72,912千円 (差額)72,912千円-60,508千円=12,404千円 ④児童・生徒保護者	R7.4	R8.3